

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監5の第12号

監 査 の 対 象：令和4年度監査委員監査 物品管理等に関する事務

所 管 所 属：淀川区役所

通知を受けた日：令和5年8月7日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	備品出納簿の出力・保管について改善を求めたもの（一般会計等） 各所属の備品出納簿（令和3年度全期分）の出力・保管状況について確認したところ、所属において、備品出納簿（令和3年度全期分）を出力・保管できていない担当課があった。 【指摘事項】 1. 上記所属は、物品担当課において各課の出力状況を確認することや、物品担当課等でも所属内全課の備品出納簿を出力することなどにより、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されるよう仕組みを構築されたい。	・ 備品出納簿は、各課で出力し保管する必要がある旨を、会計室からの通知（例年は年度末・5月中旬）にあわせて各課にメールで周知することとし、5月25日に再度の周知を行った。 ・ 物品担当課（総務課）でも、各課の備品出納簿を出力し、保管を行うようにした。 ・ 再発防止策として、従来から活用している年度末・年度当初の業務一覧に、備品出納簿の出力・保管業務を追加し、適切に引継ぎが行われるようにした。	措置済	令和5年5月25日